

「立科っ子給付型奨学金」奨学生募集要項

立科町では、修学意欲が高く、かつ、将来立科町の発展に貢献しようとする意志を持ちながら経済的理由により、修学が困難な学生を対象に『返済不要の給付型奨学金（以下「奨学金」という。）』を設立し、大学・短期大学及び専修学校への進学者並びに高等専門学校4年生進級者を対象に修学を支援します。

なお、奨学金給付対象者は、世帯所得の低い学生を優先して採用します。

1 採用予定人数

令和7年（2025年）4月に次の各号の資格要件に該当する学生で、
大学8人以内、短期大学、専修学校及び高等専門学校4人以内。

- (1) 新たに大学進学予定の学生
- (2) 新たに2年制以上の短期大学・専修学校進学予定の学生
- (3) 高等専門学校に在学し、4年生に進級予定の学生

2 奨学金の支給額・支給期間・支給方法

- (1) 支給額 月額 35,000 円（年額 420,000 円）
- (2) 支給期間 大学は継続して同一の学校4年間（5年制以上の大学も支給期間は4年間です。）
短期大学・専修学校・高等専門学校は継続して同一の学校2年間
- (3) 支給方法 奨学生本人の金融機関口座に、年2回（6月・12月）6箇月分を振り込み（在学証明書を確認後、奨学金を支給します。）

3 奨学金の資格要件

- (1) 立科町に住所を有し、かつ、実家があり保護者が居住する者の子弟・子女であること。
- (2) 経済的理由により修学が困難で、修学意欲が高く、将来立科町の発展に貢献しようとする意志のある学生であること。

4 申請に必要な書類

- (1) 立科町奨学金申請書
- (2) 高等学校等学業成績証明書
- (3) 小論文
- (4) 住民票謄本（世帯員全員の住民票。本籍・続柄の記載があるもの。）
- (5) 奨学生と生計を一にする者（就学者を除く。）の所得・課税・扶養証明書
- (6) その他、立科町が指定する書類

5 申請受付期間・書類提出先等

- (1) 申込受付期間 令和6年9月2日（月）から10月31日（木）まで
- (2) 申込書類提出先 学校教育係へ関係書類を添えて申し込み（郵送不可）
電話 0267-88-8415（直通）

※申請書類等は、町のホームページ又は学校教育係窓口にあります。

6 奨学生の決定等

- (1) 選考委員会の選考を経て、令和6年12月末までに奨学生を内定し、大学等に入学後、在学証明書等を提出いただき、令和7年5月末日までに正式に奨学生を選考します。
- (2) 奨学生から、定期的に、在学証明書、現況届等を提出いただきます。
- (3) 退学や転学等の場合は、奨学金の支給を取り消し、奨学金の返還を求めます。